

## 輸入食品に対する検査命令の実施について

以下の食品を輸入する輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
韓国産わけぎ及びその加工品	プロシミドン*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、韓国産わけぎから基準値を超えるプロシミドンを検出した。

\* 殺菌剤（農薬）

### <参考1>

#### 韓国産わけぎの違反事例

##### ①品名：生鮮わけぎ

輸入者：金 今心 (KIM KEUM SIM)

届出数量及び重量：1カートン、10.00 kg

検査結果：プロシミドン 12.2ppm（基準値：5ppm）

届出先：関西空港検疫所

違反確定日：平成16年6月8日

措置状況：全量消費済み

##### ②品名：生鮮わけぎ

輸入者：金 順川 (KIM SOON CHUN)

届出数量及び重量：2カートン、30.00 kg

検査結果：プロシミドン 12ppm（基準値：5ppm）

届出先：関西空港検疫所

違反確定日：平成16年11月1日

措置状況：全量消費済み

### <参考2>

#### 韓国産わけぎの輸入実績

（平成16年1月1日～10月31日：速報値）

届出件数(件)	届出重量(kg)	違反件数*
501	7,410	2

\* プロシミドンに係る違反に限る